議案第84号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年11月30日提出

桐生市長　荒　木　恵　司

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年桐生市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「498,000円」を「518,000円」に、「449,000円」を「469,000円」に、「432,000円」を「452,000円」に改める。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附　則

(施行期日等)

第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和8年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条　改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

第3条　前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議　案　説　明

議案第 84 号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

　議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。